

書面等による提供等に係る手数料一覧

令和7年4月

提供等の方法		手数料（非課税）※	備考
官報掲載事項記載書面 〔国立印刷局が印刷する冊子〕	種別毎に1部単位での交付 （本紙、号外、号外政府調達公告、特別号外）	32頁までごとにつき140円	<ul style="list-style-type: none"> ・官報には、本紙、号外、号外政府調達公告、号外国国会議録、特別号外の5つの種別があります。 ・掲載分量（頁数）が多い日は、号外を複数号に分割して発行する場合があります。この場合、複数の号外はそれぞれ別の種別とみなします。
	1部単位での交付 （号外国国会議録）	32頁までごとにつき110円	
	定期送付（1か月単位）	1月当たり2,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日を始期とする1か月間に発行される官報に係る書面を、行政機関の休日を除き、毎日送付します。 ・本紙、号外、号外政府調達公告、特別号外を1セットとして送付します。 ・別途配送料月額2,464円（税込）がかかります。 ・お申込みの詳細は、各都道府県の官報サービスセンターにお問合せ下さい。
電磁的官報記録に係る情報 〔官報発行サイトに掲載された電子ファイル（PDF形式）〕	光ディスク（DVD-R）に書き込んだものの交付	1ファイルごとに210円 +DVD-R1枚当たり120円	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の官報サービスセンターにおいて提供に対応しています。 ・電子ファイルは、冊子同様、種別単位で1ファイルとなりますが、掲載分量（頁数）が多い場合には、電子ファイルを複数に分割することがあります。
	電子情報処理組織を使用する方法（メール送付）	1ファイルごとに210円	
書面官報 〔通信障害等により官報を電子的に発行できない場合に発行する書面〕	1部単位での交付	32頁までごとにつき140円	<ul style="list-style-type: none"> ・官報掲載事項記載書面の定期送付を申し込まれている場合、書面官報が発行された日は、官報掲載事項記載書面ではなく書面官報が送付されます。
	定期送付（1か月単位）	—	

※ 上記一覧は、官報の発行に関する内閣府令第41条に規定する書面等による提供等を受ける者が納める手数料（単価）を示したものです。

※ 上記手数料には消費税法第6条により、消費税が課税されません。